

令和7年度採用 逗子市会計年度任用職員採用試験案内

受付期間	令和7年4月1日～随時募集
------	---------------

■■ 試験の目的 ■■

この試験は令和7年度会計年度任用職員（特別な勤務に従事する職）の採用を目的としています。今回の採用試験は、通年勤務を対象とした試験になります。

なお、採用に当たっては、採用候補者名簿（名簿の有効期限は最終合格決定日から令和8年3月31日までとします。）を作成します。

採用候補者名簿登録方式

試験により能力の実証を得た方を採用候補者名簿に登載し、欠員等により採用の必要が生じた場合にその名簿の中から採用する制度。

採用候補者として名簿登載された場合でも、必ず名簿有効期間中に採用されるという制度ではありません。

■■ 職 種 ■■

募集職種	仕事の内容	募集人員
療育学齢相談員 （週2日勤務）	学齢期の障がい児等の療育及び生活の相談に関する業務並びに関係機関との連携・調整等に関する業務 （パソコンによる文書作成を含む）	1名

■■ 受験資格 ■■

社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士などの有資格者、又は教員免許を有し、かつ児童に関する相談業務の経験を有する者

※同一事業所において、2年以上継続した相談業務の勤務経験を有する者を歓迎

次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

■ ■ 試験内容等 ■ ■

試験科目	職種	療育学齢相談員(週2日勤務)	
	面接試験	実施日	受付後、申込者に個別に通知します。
		場所	逗子市療育教育総合センターで実施します。

■ ■ 合格発表 ■ ■

- (1) 試験の結果については、合否にかかわらず文書で通知します。
- (2) 電話による問い合わせはお断りします。
- (3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- (4) 合格から採用まで
 - ① 最終合格者発表は、面接試験実施後、速やかに通知します。
 - ② 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、採用の必要が生じた場合にその名簿登載者中成績上位の方から、令和7年4月1日以降に順次採用となります。
 - ③ 名簿登載期間は、最終合格決定日から令和8年3月31日までです。
 - ④ 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

■ ■ 勤務条件（令和7年4月1日現在） ■ ■

- (1) 任期
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(通年採用)
- (2) 再度の任用について
原則2年間まで、人事評価等により、再度の任用を可能とします。3年目には、試験又は選考を実施します。

(例)令和7年度新規採用

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
勤務年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
試験実施年度			年度中に試験実施			年度中に試験実施
採用又は再度の任用	試験による採用	前年度の人事評価による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用	試験による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用

- (3) 条件付き採用について
一定の期間勤務し、その間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。

期間は原則として1ヵ月間になります。その間の勤務成績が良好でない場合は、正式採用されない場合があります。

(4) 勤務時間等

療育学齢相談員(週2日勤務) 週14時間勤務

・原則9:15~17:15の、1日7時間勤務

・月~金曜日の平日勤務になります。

※勤務場所は逗子療育教育総合センター(逗子市桜山5-20-29)です。

(5) 休日・休暇

年次休暇、特別休暇(夏期休暇等)等が勤務条件等に応じて付与されます。

(6) 報 酬

(令和7年4月1日現在)

職 種	勤務時間	報酬月額
療育学齢相談員	週2日(週14時間)	86,000円

※逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

※令和7年4月1日現在のため、変更になる場合があります。

(7) 職歴加算について

募集する職は、特別の業務に従事する職として報酬を定めており、再度の任用を行う場合等でも、会計年度任用職員としての職歴等に応じた職歴加算はしません。

(8) 諸手当について

期末手当、時間外勤務手当、通勤手当等が支給要件に応じて支給されます。

※通勤手当は、通勤距離が2km以上あり、かつ、交通手段を利用する場合など、市の基準により支給します。

※期末手当の支給は週15.5時間以上の勤務などの諸条件があります。

(9) 社会保険等

神奈川県市町村職員共済組合健康保険・厚生年金保険の対象にはなりません。

(10) 労働保険

雇用保険法によります。

(11) 災害補償

労災補償保険法又は、市の公務災害補償条例によります。

(12) 服務等について

服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

■■ 受験手続 ■■

(1) 申込方法

ア 窓口持参での申込みの場合

(ア) 提出書類

① 申込書・履歴書 ② エントリーシート ③ 受験票

(イ) 申込方法

提出書類の所要事項を記入し、受験者本人が直接持参してください。代理人による窓口受付はいたしません。

イ 郵送による申込みの場合

(ア) 提出書類

① 申込書・履歴書 ② エントリーシート ③ 受験票

(イ) 申込方法

提出書類の所要事項を記入し、簡易書留郵便にて送付してください。

※ 申込書・履歴書には、写真(最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもので、縦4cm×横3cmの大きさのもの)を必ず貼って提出してください。

※ 該当資格又は教員免許を有することが確認できる書類の写しを添付してください。

※ 書類不備の場合は、受付できません。

(2) 受付場所

逗子市療育教育総合センター1階 こども発達支援センター

所在地 逗子市桜山5-20-29 電話 046(872)6051

(3) 受付期間及び時間

令和7年4月1日(火)～随時募集

午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日及び正午～午後1時は除く。

※郵送の場合は消印有効

※事前に施設の見学をすることも可能です。見学をご希望の方は、逗子市こども発達支援センターまでご連絡ください。

■■ 提出書類の記入上の注意 ■■

- (1) 申込書・履歴書及びエントリーシートは、※印の欄を除きすべての欄に記入してください。
- (2) 記入には、黒又は青の万年筆かボールペンを用いてください。
- (3) 学歴欄は、最終学歴については必ず記入してください。学歴欄の年月日については、年月のみの記入でも構いません。

■■ 注意事項 ■■

- (1) 試験に対する問い合わせは、前記の受付場所に行ってください。
- (2) 身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず事前にご相談ください。
- (3) 受験の際には、自家用車での来場はできません。公共交通機関等をご利用ください。
- (4) 受験の際には、必ず受験票とボールペンを持参してください。
- (5) 提出された書類は、お返しいたしません。
- (6) 面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。

■■ 申込受付・試験会場 ■■

逗子市療育教育総合センター(逗子市桜山5-20-29) 1階 こども発達支援センター



■■ 試験に関する問い合わせ先 ■■

逗子市教育委員会 教育部療育教育総合センターこども発達支援センター

046-872-6051(直通)